

○菊池市訪問型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

平成29年2月1日

告示第10号

改正 平成29年12月19日告示第211号

平成31年1月15日告示第17号

令和3年4月1日告示第96号

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条—第39条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条—第42条)

第6節 共生型介護予防型訪問サービスに関する基準(第42条の2・第42条の3)

第3章 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)事業

第1節 基本方針(第43条)

第2節 人員及び設備に関する基準(第44条・第45条)

第3節 運営に関する基準(第46条—第48条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第49条—第51条)

第4章 雑則(第52条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(以下「第一号訪問事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一号事業者 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う者をいう。
 - (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
 - (3) 指定第一号事業 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる第一号事業をいう。
 - (4) 予防訪問介護相当サービス 第一号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係る基準により実施されるものをいう。
 - (5) 共生型介護予防型訪問サービス 第一号訪問事業のうち、第2章第6節に定める基準により実施されるものをいう。
 - (6) 訪問型サービスA 第一号訪問事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
 - (7) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
 - (8) 第一号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)をいう。
 - (9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第一号事業支給費に係る指定第一号事業をいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- (指定第一号事業の一般原則)
- 第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定事業者は、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- (暴力団員等の排除)

第4条 指定事業者の管理者等は、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号及び第2号に規定する者であってはならない。

第2章 予防訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 指定第一号事業に該当する予防訪問介護相当サービス(以下「指定予防訪問介護相当サービス」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、訪問介護員等による身体介護又は生活援助の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定予防訪問介護相当サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護相当サービス事業者」)ごとにおくべき訪問介護員等(指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他旧指定介護予防サービス等基準第5条第4項の規定により厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合は、当該指定事業所のサービス提供責任者の員数は、利用者の数を50で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)以上とすることができる。
- 6 指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設

備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第9条 管理者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

- 3 サービス提供責任者(サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、第41条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等、介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

(運営規程)

第10条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他事業の運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第11条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第12条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修(以下「外部研修」という。)その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪

問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、同項の重要事項を電子情報処理組織(指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定予防訪問介護相当サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(この項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成する

ことができるものでなければならない。

- 4 第2項後段の同意を得た指定予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、指定予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業を行う者(法第115条の45第1項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を行う者をいう。以下「第一号介護予防支援事業者」という。)への連絡、他の指定予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第16条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に係る決定(以下「要支援認定等」という。)の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

- 2 指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第17条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、要支援認定等の申請をしていないことにより要支援認定等を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービス

を含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の有効期間が終了する60日前から30日前までの間に、速やかに要支援認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第19条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第一号事業支給費の受給の援助)

第20条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、利用申込者が指定介護予防支援又は第一号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないこと等により、当該訪問介護相当サービスが当該指定介護予防支援又は当該第一号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。)(以下「介護予防サービス計画等」という。)の対象となっていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に沿ったサービスの提供)

第21条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(介護保険法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第22条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第23条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第24条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定予防訪問介護相当サービスについて法定代理受領サービスの額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第25条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定予防訪問介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定予防訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額から当該指定予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

予防訪問介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定予防訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定予防訪問介護相当サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる証明書の交付)

第26条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第27条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定予防訪問介護相当サービスの提供をさせないよう、努めなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第28条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が正当な理由なく、指定予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援認定等の程度を増進させ、若しくは要介護になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第29条 訪問介護員等は、現に指定予防訪問介護相当サービスの提供を行っているとき

に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業

所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 指定予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第33条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者及びその家族からの指定介護

予防訪問介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定予防訪問介護相当サービスについて、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、当該市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
(地域との連携)

第36条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。
(事故発生時の対応)

第37条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければ

ならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。
- 3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、各指定予防訪問介護相当サービス事業所において経理を区分するとともに、指定予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 予防訪問介護相当サービス計画
 - (2) 第24条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - (3) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 指定予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその訪問介護相当サービスの質の改善を図らなければならない。

3 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

4 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、その提供する指定予防訪問介護相当サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定予防訪問介護相当サービス質の改善を図るよう努めなければならない。

5 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

6 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

7 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定予防訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- (3) 指定予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、指定予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、指定予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合には、当該指定予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、指定予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、指定予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該指定予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る指定予防訪問介護相当サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該指定予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該指定予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る指定介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定予防

訪問介護相当サービス計画の変更を行うこと。

(12) 前号の指定予防訪問介護相当サービス計画の変更を行う場合には、第1号から第10号までの規定の例によること。

(指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第42条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 自立支援の観点から、可能な限り、利用者自らが家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族又は地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 共生型介護予防型訪問サービスに関する基準

(共生型介護予防型訪問サービスの基準)

第42条の2 共生型介護予防型訪問サービス(菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年告示第73号)第4条第1号ア(イ)に規定するサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型介護予防訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型介護予防訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定予防訪問介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条及び第9条から第42条までの規定は、共生型介護予防型訪問サービスの事業について準用する。

第3章 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)事業

第1節 基本方針

(基本方針)

第43条 指定第一号事業に該当する訪問型サービスA(以下「指定訪問型サービスA」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

(従業者の配置の基準)

第44条 指定訪問型サービスAの事業を行う者(以下「指定訪問型サービスA事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚生労働省告示第118号)で定める者(以下この条において「厚生労働大臣が定める者」という。))又は市長が定める研修修了者をいう。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 各指定訪問型サービスA事業所において、従事者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士、その他厚生労働大臣が定める者であつて、訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を、当該指定予防訪問介護相当サービス事業であるときは第6条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第45条 第7条及び第8条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、同条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「指定訪問介護事業者又は指定予防訪問介護相当サービス事業者」と、「指定予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業」とあるのは「指定訪問型サービスAと指定訪問介護の事業又は指定予防訪問介護相当サービスの事業」と、「指定居宅サービス等基準第7条第1項」とあるのは「指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該指定予防訪問介護相当サービス事業であるときは第8条」と読み替えるものとする。

第3節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

- 第46条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、当該指定訪問型サービスAの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAについて法定代理受領サービスの額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、当該

記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(記録の整備)

第47条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA計画

(2) 前条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する規定に基づく市への通知に係る記録、苦情の内容等の記録並びに事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第48条 第9条から第23条まで及び第25条から第38条までの規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条第3項、第12条、第13条、第23条、第27条、第29条、第29条の2第2項、第30条第3項、第31条及び第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスAの基本取扱方針)

第49条 指定訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、提供する指定訪問型サービスAの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定訪問型サービスAの提供を行わなければならない。

4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定訪問型サービスAの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への

参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第50条 指定訪問型サービスAの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、必要に応じ、指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した指定訪問型サービスA計画(以下この条において「訪問型サービスA計画」という。)を作成すること。
- (3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画を作成した場合には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少

なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うこと。

(12) 前号の訪問型サービスA計画の変更を行う場合には、第1号から第10号までの規定の例によること。

(準用)

第51条 第42条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第52条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

2 この要綱の規定は、施行の日以後における介護予防・日常生活支援総合事業指定事

業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の菊池市訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定により予防訪問介護相当サービスの指定を受けた者は、施行日にこの要綱による改正後の菊池市訪問型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の予防訪問介護相当サービスの指定を受けたものとみなす。

附 則(平成29年告示第211号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この告示の規定は、第2条及び第3条の規定による改正後の告示の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この告示の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(平成31年告示第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行日前の準備行為)

- 2 この要綱の規定は、第2条、第4条及び第5条の規定による改正後の要綱の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(令和3年告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。